

(公表用)

## 岩手県福祉サービス第三者評価の結果

### ① 第三者評価機関名

社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会

### ② 施設・事業所情報

施設名称: わがの里保育園	種別: 保育園	
代表者(職名)氏名: 園長 北島 里子	定員・利用人数: 140名・148名	
所在地: 〒024-0073 岩手県北上市下江釣子 10-67-2		
TEL: 0197-73-5524	ホームページ:wakoukai@waganosato.or.jp	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日: 平成13年4月1日		
経営法人・設置主体(法人名・理事長名等): 社会福祉法人和江会・千田信男		
職員数	常勤職員: 26名 非常勤職員: 14名	
専門職員	(専門職の名称: 名) 保育士 22名	保育士 1名 みなし保育士 1名
	看護師 1名	パート保育士 6名
	管理栄養士 1名	パートみなし保育 1名
	調理員 2名	保育補助員 1名
		パート調理員 2名
		パート事務員 1名
		パート清掃員 1名
施設・設備 の概要	(居室名・定員: 室)	(設備等)
	乳児室 2室 調乳室含む	冷暖房完備・温水床暖房
	ほふく室 1室	冷暖房完備・温水床暖房
	保育室 5室	冷暖房完備
	遊戯室 1室	未満児室温水床暖房
	調理室 1室	冷暖房完備・未満児室温水床暖房
	休憩室 1室	冷暖房完備
	事務室 1室	冷暖房完備
	医務室 1室	冷暖房完備
	便所 5室	未満児室温水床暖房
	沐浴室 1室	冷暖房完備・未満児室温水床暖房
	倉庫 9室	
廊下 1室		

### ③ 理念・基本方針

理念 : ○子ども一人一人を大切にし、保護者や地域から信頼される保育園をめざします  
保育方針 : ○子どもの人権や主体性を尊重し、生きる力の基礎を育みます。

○保護者の子育て観を尊重しながら相互理解を深め、協力し合って保育を進めます。  
○老人福祉施設や地域との交流を深め、心豊かな子どもを育てます

④ 施設・事業所の特徴的な取組（サービス内容）

特別保育事業 ・延長保育 ・障がい児保育 ・世代間交流 ・園開放

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 31 年 4 月 26 日（契約日） ～ 令和 2 年 1 月 28 日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	0 回

⑥ 総 評

◇ 特に評価の高い点

子どもと地域との交流を広げるための取組

保育園の基本方針の一つに「老人福祉施設や地域との交流を深め、心豊かな子どもを育てます」と掲げ、老保一体型の利点を生かし、日常的に隣接の高齢者施設利用者との世代間交流を積極的に行い、親しみの気持ちを育んでいる。併せて、野菜の収穫時期や季節の行事等で定期的に地域の住民や未就園児の親子との交流を行い、地域の敬老会等の行事にも可能な限り対応している。また、保護者に向けて、子どもの成長に関する相談・支援の窓口や親子で利用できる施設・活動できる場などの情報を提供している。今後も老保一体型の利点や保育園の機能を生かした世代間交流や子育て世代を含めた地域との交流の充実に期待する。

◇ 改善を要する点

職員一人一人の育成に向けた仕組の構築

人事考課に加え、第三者評価項目に準じた「自己評価」と職務内容の「チェックリスト」に取り組み、自己目標を持って振り返りと評価を行っているが、目標の進捗状況や達成度を確認するまでには至っていない。「期待する職員像」を明確にするとともに、法人（又は保育園）として目標管理の仕組みを整え、担当する職務内容や保育の中で取り組みたいこと・学びたいことなどの目標・具体的な実行計画を設定し、中間面接において確認・アドバイスするなど育成に向けた体制を構築し、職員の意欲や保育の質の向上に向けた取組につながることを望まれる。

⑦ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回初めて評価を受けるに当たり、第三者評価基準研修会・福祉施設の自己評価・第三者評価研修会を受け全職員で評価に取り組みましたが、ガイドラインの読み込み、理解が難しく、職員数が多いこともあり意思統一するのに時間がかかりました。話し合いを何度も持ち、評価を受けるとはどういうことなのかを知り、改めて自分たちの仕事を見直すよい機会となりました。  
今後取り組んでいかなければならないこと、意識の持ち方など、これからの課題は職員間で意識統一をし、施設、保育内容の更なる向上を目指して日々取り組んでいきたいと思えます。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果【わがの里保育園】

### 評価対象I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者評価結果
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	<b>b</b>
<p>評価者コメント1</p> <p>法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。</p> <p>法人は、旧和賀町・江釣子村(のち、北上市と3市町村合併)の有志の発意により、昭和61(1986)年設立され、翌年4月、特別養護老人ホームわがの里を開設。以降、在宅福祉・介護サービスを一体的に展開してきた。一方、同地域内の市立保育園(2園)の老朽・廃園の課題を前に、保護者はじめ地域関係者や行政からの要請を受けて、法人は民設民営の形で保育園設置を決定し、平成13(2001)年4月、市内で初の老人福祉施設一体型保育園として開設した。法人は、第2期中長期活動計画の策定に当たり、経営理念を見直し「ともに想い ともに育み ともに生きる」と定め、行動指針(4つの基本姿勢)を明文化している(平成28年3月)。これに合わせて、保育園は理念に「子どもひとり一人を大切に、保護者や地域から信頼される保育園をめざします」を掲げ、保育方針として3項目を明文化し、園の使命や目指す方向を明示している。理念・基本方針は、事業計画書、パンフレット、ホームページ、広報紙等に掲載し、職員には、園運営要項の読み合わせ、保育内容の自己評価等を通して周知に努めている。保護者へは、「園だより」への掲載、玄関ホールへの掲示を行っているが、説明や周知が十分とはいえない。現行の取組とともに「入園のしおり」に理念・基本方針を盛り込み、入園説明会や保護者会総会において、保育目標と併せて分かりやすく説明するなど、周知の工夫が望まれる。</p>		

#### I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者評価結果
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	<b>b</b>
<p>評価者コメント2</p> <p>事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。</p> <p>社会福祉法人や児童福祉・保育を取り巻く動向については、法人理事会や施設運営会議(法人内の施設長、管理者、主任等が出席)や市・県レベルの公私立園長会議・民間保育園連絡協議会等の会議や研修に参加し、情報の収集に努めている。園の運営コストや利用率は月次実績、決算報告書、福祉医療機構による簡易経営診断報告書を基に検討している。しかし、園が位置する地域(和賀東中学校区)の特徴や児童をめぐる福祉・保育ニーズを把握する取組を行うには至っていない。北上市の「子ども・子育て支援事業計画」を踏まえて、和賀東地域における課題の把握に取り組み、次期中長期活動計画へ反映されるよう検討されたい。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	<b>b</b>
<p>評価者コメント3</p> <p>経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。</p> <p>法人は、福祉医療機構による経営診断を受診し、各施設の機能性・収益性・費用の適正性等について全国平均値との比較・評価・検討課題の提示を受け、役員協議会において課題の共有と今後の取組の方向について検討を進めている。保育園については、市の子ども・子育て支援事業計画の次期計画や地域の保育需要の変化に留意し、認定こども園への移行を含め将来構想を検討することとしている。経営課題を明確にし、中長期計画の「実施計画」の具体的な取組へ反映されるよう望まれる。</p>		

#### I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者評価結果
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	<b>b</b>
<p>評価者コメント4</p> <p>経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分ではない。</p> <p>法人は、平成28年5月、第2期中長期活動計画(平成28～32年度)を策定し、経営理念・行動指針の見直し改定を行い、各施設(事業)の経営目標の設定と事業実施計画及び資金収支計画について成文化している。しかし、経営目標と実施計画に挙げられた課題をどのように具体化して取り組むのか、必ずしも明確化されていない。計画の実行と評価・見直しを行う仕組み、体制づくりが求められる。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	<b>b</b>
<p>評価者コメント5</p> <p>単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。</p> <p>園の単年度事業計画は、年度の目標、基本方針、保育目標、主な行事、給食の柱立てで作成されているが、中長期活動計画に挙げられた課題の具体化を図る事業内容は示していない。ただし、日常の運営組織体制や保育サービスの諸計画等を当該年度の「園運営要項」(冊子)に示し、実行可能な内容、仕組みを整備している。</p>		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		第三者評価結果
6	I-3-(2)-①事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p>評価者コメント6</p> <p>事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。法人の中長期計画は、法人の役員、施設長はじめ幹部職員が参画する策定委員会を組織し、検討過程で施設運営会議や各施設の職員会議からの意見を反映して策定している。園の単年度の事業計画の策定と実施状況の把握・評価の取組は、年間を4期に分けて、クラス会議、リーダー会議、職員会議の各段階における反省(評価・見直し)を経て集約し、年間の反省(まとめ)と次年度目標(計画)を策定する手順としている。事業計画については、職員会議(月2回)及び園内研修(月1回)の場を通して、周知・理解を促すよう取り組んでいる。今後は、中長期計画の実施状況の把握、評価、見直しの手順を定め、現計画の検証を行い、次期計画へ反映できるように進め方を検討されたい。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	b
<p>評価者コメント7</p> <p>事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。保護者への事業計画の周知は、入園時説明会、保護者会・同役員会、クラス懇談会等の機会を利用し説明に努めている。保護者向けに事業計画書の配付は行っていないが、「園だより」「組だより」「給食だより」「保健だより」を定期的に発行し、園の運営や保育内容、子どもの姿、子育て関係情報等を継続的に伝える取組を行っている。今後は、事業計画の主な内容を分かりやすく説明した「保護者版」資料の作成・配付について検討されたい。</p>		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者評価結果
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p>評価者コメント8</p> <p>保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。園の保育方針・保育目標と年間の保育内容の全体的な計画を基に、年間を4期に分けて各段階の会議を経て評価・見直しを行う体制としている。今年度初めて受審する第三者評価については、事業計画の基本方針に掲げ、パート職員を含む全職員の参加による①自己評価、②自己評価の集計結果を受けてのグループ評価、③園長・役付職員チームでのまとめ(評価コメント、資料整備)、④全職員による自己評価結果の確認、のプロセスで取り組んでいる。今回の全職員参加とチーム作業を通して、職種・担当業務間の相互理解と一体感が高まり、保育の質の向上への課題(気づき)の共有化がすすんだとのことである。この経験を踏まえて今後も、自己評価、第三者評価受審を計画的・継続的に取り組むよう期待したい。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p>評価者コメント9</p> <p>評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。平成29年度から、園独自に福祉サービス第三者評価ガイドラインに準じた「保育内容評価シート」を用いて自己評価に取り組み、自園の強み・弱み、課題等をまとめている。これらを踏まえて今年度初めて第三者評価を受審することとし、全職員参画で自己評価に取り組み、現在の実践を確認(やれていること、やるべきこと、課題・問題点等)し、共有化への第一歩となった。今後は、自己評価及び第三者評価結果から抽出された改善課題を整理し、必要に応じて優先順位をつけ、直近で取り組む課題、次年度以降の課題、中長期(3～5年)の課題に振り分け、段階的な改善計画を立て実施することが望まれる。</p>		

#### 評価対象II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ		
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		第三者評価結果
10	II-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p>評価者コメント10</p> <p>施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。園長は、年度初めの職員会議で「保育園運営要項」(冊子)を基に、理念・保育方針・保育目標及び年間事業計画等を説明するとともに、職務分担表を示し、管理者としての役割と責任について明らかにしている。園長不在時は、副園長が代行を務めることを明記し、職員へ周知している。園長自身の発意による取組として、「園長日誌」と「園長通信」があり、日誌はその日の振り返り、通信は園を取り巻く動き、子どもたちの生活、つばやき・会話、子どもと保育者のふれあいなど、保護者向けに月1回発行している。これらは、園長と職員、園長と保護者の相互理解を深める一助となり「心が通じ合うコミュニケーションを目指す」(平成31年度重点目標)実践として特記される。</p>		

11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p>評価者コメント11</p> <p>施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。</p> <p>園長は遵守すべき法令等について、法人の諸規程集、保育園業務マニュアル(20タイトル)、業務マニュアル様式集(中央法規出版)等の活用をはじめ、保育関係者会議や各種の研修会参加を通して把握・理解に努めている。職員に対しては、職員会議での報告・説明、「人権擁護のためのセルフチェック」(全国保育士会版)を実施する等の取組を行っている。今後は、園(法人)として法令遵守(コンプライアンス)規程を制定し、担当者や相談窓口等の体制を整備するとともに、職員研修を通して遵守すべき法令の周知・理解への取組を継続するよう図られたい。</p>		
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		第三者評価結果
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
<p>評価者コメント12</p> <p>施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。</p> <p>保育の質の評価・分析については、年間を4期に分けて反省・次期への課題検討を行い、併せて保育研究に取り組んでいる。平成30年度は独自に「保育内容の自己評価シート」による現状の把握・評価を実施し、今年度の第三者評価受審へ結びつける試みを行い、全職員参加による自己評価の取組を進める上で指導力を発揮している。職員の教育・研修についても、園内・外の研修計画を立て、個々の職員の職種・職務・意向等を踏まえて受講を勧めている。特に、中堅・リーダー等の育成を目的に、中期計画を基に「キャリアアップ研修」へ該当者を派遣していることは評価される。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p>評価者コメント13</p> <p>施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。</p> <p>園長職就任は平成30年4月であるが、園開設時から勤務し、「保育所保育指針」に基づき保育内容や質の向上、働きやすい職場づくりに取り組み、職員とともに実践を積み上げてきている。今回の第三者評価受審では、自園の保育実践を再検証するとともに、法人における保育園の位置付けや立場を再考し、「経営」という視点から保育園のあり方を改めて学ぶ機会となっている。現在、園長及び副園長は法人の施設運営会議に出席し、園の月次実績・決算分析や課題解決の方向等について検討している。今後は、人事・労務・財務等の現状を把握した資料を定期的に作成(見える化)し、リーダー会議や職員会議で示し、理解・共有に努めるよう取り組まれた。</p>		

## II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者評価結果
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p>評価者コメント14</p> <p>保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。</p> <p>法人の中長期活動計画に人員体制や人材の確保・育成に向けた方向性が明示されている。毎年度職員の就労に関する意向を把握し、それに基づいた採用試験を実施するとともに、臨時職員から正規職員への登用試験を行い、職員確保に努めている。今年度は、卒園児が在籍する養成校へ求人し、卒園児の採用が内定している。また、北上市教育委員会主催の「保育士確保プロジェクト」において、養成校学生の施設見学を受け入れ業務内容の説明を行い、地元への就労確保に取組んでる。少子化や社会情勢、職員の意向など見極めの難しさはあるが、必要な人材・人員体制について中長期的な視点から計画を作成し、保育体制の充実を図ることが望まれる。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>評価者コメント15</p> <p>総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。</p> <p>人事基準は、就業規則及び給与規程に定められている。人事考課を平成13年度から導入し、人事管理に関する仕組みを説明し、研修等で職員に周知している。職員の専門性や職務遂行能力等を、年2回評価している。面接によりフィードバックも行われている。保育士処遇改善事業の活用を図り、キャリアアップ研修受講も計画的に進めている。今後は、法人及び保育園の理念・基本方針に基づき「期待する職員像」を明確にし、人事基準とともに職員への周知を図り、職員が自らのこととして理解しモチベーションを高めたり将来の姿を描けるような仕組みづくりが望まれる。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		第三者評価結果
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<p>評価者コメント16</p> <p>職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい環境づくりに積極的に取り組んでいる。</p> <p>園長が労務管理に関する責任者となり、就業状況や休暇の取得状況を把握している。健康診断・ストレスチェックを実施し心身の状況把握に努め、必要に応じて園長・看護師・法人嘱託医が対応している。個別面談を年2回行い、職員の悩み・意向を聞き取り、職員体制や勤務体制など対策を講じている。法人として次世代育成支援対策推進法に基づく「子育てサポート企業認定」を受け、育児休暇や育児・看護など短時間勤務制度を導入し、ワークライフバランスに配慮した取組を行い実績をあげている。</p>		

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		第三者評価結果
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p>評価者コメント17</p> <p>職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。</p> <p>人事考課に加え、第三者評価項目に準じた「自己評価」と職務内容の「チェックリスト」に取り組み、自己目標を持って振り返りと評価を行っているが、目標の進捗状況や達成度を確認するまでには至っていない。「期待する職員像」を明確にするとともに、法人として目標管理の仕組みを整え、担当する職務内容や保育の中で取り組みたいこと・学びたいことなどの目標・具体的実行計画を設定し、中間面接において確認・アドバイスするなど育成に向けた取組を充実させていくことが望まれる。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p>評価者コメント18</p> <p>保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。</p> <p>法人の事業計画書(2019年)のわがの里保育園・基本方針に、「外部及び内部の職員研修を計画的に実施して、専門性の向上と保育園の課題に対応できる知識や技術の習得に努める」ことを明示し、年度の研修計画(内部・外部)が作成され、それに基づいて研修の実施や受講が行われている。平成30年度から開始されたキャリアアップ研修については、対象とされる全職員の受講を計画的に進めている。受講後は、復命書や会議での伝達研修を通し、知識や情報の共有化を図っている。今後は、研修計画に研修の意義、保育に必要とされる知識や技術、専門資格などについて明文化し、年度の重点目標の取組・研修についての振り返りや評価が、保育内容や次年度の計画・中長期活動計画の見直しに生かされるよう期待する。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<p>評価者コメント19</p> <p>職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。</p> <p>法人や保育園内での研修に加え、地区の保育協議会や市・県社協等主催の研修への参加・受講が確保されている。全国レベルの研修は、園長から情報提供され参加を勧奨するとともに、職員に応じて受講者を推薦している。勤務体制や諸事情から全員の出席や機会が均等にはならないという実情はあるが、同じ内容の研修を2回実施するなど対策を講じている。保育現場の中で日常的に行われている「OJT」の更なる活用と、「研修履歴シート」作成の検討が望まれる。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		第三者評価結果
20	II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p>評価者コメント20</p> <p>実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。</p> <p>実習指導者研修の受講や保育士養成校の実習生指導者会議に出席し、保育士養成に向けての考え方や実習園に求められる内容等を把握している。実習担当者や受入れ手順、確認事項等を定めた「実習生受け入れについて」を作成し、実習生を受け入れている。しかし、園として実習生受入要項やマニュアルは未整備である。これまでの保育実習生受入れの経験を踏まえ、受入れの意義、実習目標、実習する上での姿勢、子どもの安全のための留意点などの内容を検討しマニュアル等の明文化が求められる。なお、給食及び看護職の実習の機会は少ない現状にあるが、職種に対応した内容も盛り込み整備することも必要と思われる。</p>		

### II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p>評価者コメント21</p> <p>保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。</p> <p>法人ホームページに法人及び保育園の理念や基本方針、事業計画書・事業報告書・収支計算書等が掲載されている。行事予定や保育の内容・子どもの様子は、法人の広報紙や園だよりで発信され、保育園の役割や機能が伝わる内容となっている。相談や苦情に関する体制はホームページに掲載されていないが、入園時の「重要事項説明書」に保育に関する相談・要望・苦情の項目を設け、苦情受付・苦情解決責任者・第三者委員の氏名を記載し説明している。また、「苦情申出窓口」の設置についての文書を掲示し、投書箱を設置している。苦情マニュアルに事業報告書や広報紙での公表を明示しているが、苦情の内容や対応・解決の状況記載が十分とはいえない。個人情報に配慮しながら丁寧な公表が求められる。また、「入園のしおり」に、苦情・相談に関する仕組みや体制について盛り込むことやホームページでの公表についても検討が望まれる。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p>評価者コメント22</p> <p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。</p> <p>園の事務・経理・取引等については、法人の諸規程に基づき権限や責任が明記され、保育園運営要項の職務分担表にて職員に周知されている。法人監事による内部監査が3か月ごとに実施され、受検には園長が対応している。結果は、職員会議や文書の回覧などで職員に説明し周知に努めている。福祉医療機構による簡易経営診断を継続受診し、収益性や費用の適正等について全国平均値との比較・評価・検討課題の提示を受けての検討が進められている。その継続的な取組に期待する。</p>		

## II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>評価者コメント23</p> <p>子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。</p> <p>園の基本方針の一つに「老人福祉施設や地域との交流を深め、心豊かな子どもを育てます」と掲げ、老保一体型の利点を生かし、隣接の高齢者施設利用者との世代間交流を積極的に行い、野菜の収穫時期や季節の行事等で定期的に地域住民や未就園児の親子との交流に取り組んでいる。地域の敬老会等への出演や要請には、可能な限り対応している。保護者に向けて、子どもの成長に関する相談・支援の窓口や親子で利用できる施設・活動できる場などの情報を提供している。今後も保育園の立地条件や機能を生かした世代間交流や子育て世代を含めた地域との交流の充実に期待する。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p>評価者コメント24</p> <p>ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。</p> <p>ボランティア等の受入れや地域の学校教育等への協力を行っているが、マニュアルは未整備である。毎年開催するカレーパーティや夏祭りの行事、散歩車やフェンスの錆取り・塗装・園内の清掃等にボランティアを受け入れている(平成30年度は、高校生11名、専門学校生7名、社会人10名の実績がある)。また、地元中学校の「家庭科(保育実習)」や「職場体験学習」、高校生のインターシップの受入れも行っている。これまでの受入れ経験を踏まえ、保育園としてボランティア等の受入れに関する方針とマニュアルの作成が求められる。作成に当たっては、登録・申込手続き、ボランティアや学習への協力に係る事前説明、ボランティアの内容や配置、子どもへの接し方やトラブル・事故を防ぐための留意事項など必要な項目を検討して整備するとともに、受入れ状況や実施内容、保育園の所感や反省など記録様式の検討・作成が求められる。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		第三者評価結果
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p>評価者コメント25</p> <p>子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。</p> <p>園として必要な地域の社会資源・関係施設・機関・団体等のリストを作成している。行政や地域の保育協議会、公私立園長会議、幼保小等連絡会議などを通して把握した情報は、職員会議で説明し共有化に努めている。支援の必要な子どもや保護者に対しては、市の子育て担当課や子ども療育センター・保健センターなどと連絡を取り合い、助言・指導を受け、連携して具体的な支援に取り組んでいる。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		第三者評価結果
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<p>評価者コメント26</p> <p>地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。</p> <p>子育て世代への園開放や法人内の介護施設と合同で介護・育児相談会の開催に取り組んでいる。地域の福祉ニーズや生活課題は、子育ての不安や子どもの虐待・貧困・障がい者の就労・高齢者や障がい者の権利擁護など多岐にわたるが、それを把握することは保育園としては難しく、連絡・交流の場は多くはない。園の特性や職員の専門性を生かした園開放の充実に図るとともに、世代間交流行事や地域との交流の場、定期的に行っている主任児童委員との意見交換の場を活用して、福祉ニーズや情報を得ることなども有効と思われる。法人全体として、地域の自治会や社会福祉協議会等の関係団体と連携を図り、組織的に取り組むことが望まれる。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p>評価者コメント27</p> <p>把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。</p> <p>法人の中長期活動計画に「将来的に目指す法人の在り方」を明記し、行動指針に「公益的取り組みの推進(課題)」を示しているが、事業実施計画の策定には至っていない。しかし、法人全体で年2回ごみ拾いを行い、地域の美化に取り組んでいる。また、「わがの里非常災害対策計画」を策定し、災害発生時の地域の要配慮者の避難受入れ等について、地域自治会との連携体制を築いている(福祉避難所の指定に向けて市へ申請中)。当園に入所していない地域の子育て家庭を対象に園開放(週1回)を実施している。隣接の高齢者施設と共同で「わがの里すずカフェ」をオープンし介護・育児相談に取り組んでいるが、育児相談の来訪者は少ない。今後は園主体で子育て・育児相談活動などの取組が検討されている。</p>		

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p>評価者コメント28</p> <p>子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解を持つための取組は行っていない。</p> <p>子どもを尊重した姿勢は、法人の中長期活動計画の行動指針及び園の保育理念・保育方針において「ひとり一人の人権を尊重する」と明示し、指導計画・個別計画等を基に実践している。今年度の目標には「心が通じ合うコミュニケーションをめざして」と掲げ、子どもの人格や主体性を尊重した保育を考えることに取り組んでいる。年度当初に保護者から保育者の子どもに対する言葉かけが不適切との指摘があり、「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を全職員で自己点検することにした。自己点検を持ち寄り、クラス担当者間で話し合いを実施している。今後、全体会議や園内研修につなげて理解を深め、継続することが望まれる。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b
<p>評価者コメント29</p> <p>子ども・保護者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。</p> <p>中長期活動計画の行動指針「人間の尊重」において、利用者の人権の尊重とプライバシー・個人情報の保護が明記され、職員に対しては「プライバシーに関する注意事項」として文章化し周知している。保育においては、おむつ交換の場所が他から見えないようにしたり、水遊びの着脱時にカーテンで仕切るなど保育場面に応じて配慮している。保護者からの相談時は個室を用意し、プライバシーに配慮している。今後は排泄・着替え・シャワー・プール等の生活場面に即したプライバシー保護マニュアルを整備し、職員研修を通じて理解を深め、プライバシー保護の取組を保護者へ周知することが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		第三者評価結果
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p>評価者コメント30</p> <p>利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。</p> <p>園のリーフレットは保育理念・方針、内容、行事等が記載され、写真・図により分かりやすいものになっている。法人ホームページで園の保育理念等や法人広報紙「わがの里」を見ることができ、2か月ごとに保育の様子を更新している。広報紙は民生委員児童委員協議会や地元でも閲覧されている。見学は随時受け入れ、丁寧に説明するようにしている。また、園開放についても知らせ、開放日以外でも希望に応じ保育園の生活を体験できるようにしている。園開放・育児相談のポスターを地域の公共施設に掲示するとともに、地区の閲覧板でも周知を図っている。入園希望者は市子育て支援課でリーフレットを見られるが、限定的なため、地区の交流センター等公共施設への設置が望まれる。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a
<p>評価者コメント31</p> <p>保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、保育所が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明している。</p> <p>保育の開始時に入園説明会と面接を実施、入園のしおりや園での生活に必要なものを記載した資料を基に丁寧に説明している。重要事項説明書に沿った説明を行い同意書を得ている。延長保育・土曜保育については、担当者から説明し申込書・取下げ書の提出を受けている。配慮が必要な保護者については個別に説明したり相談に応じながら担任・栄養士・看護師・園長等が対応している。進級に伴う変更にあたっては、クラス懇談会で説明するとともに内容をクラスだよりにも掲載している。また、配慮が必要な保護者には個別に対応している。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>評価者コメント32</p> <p>保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。</p> <p>保育所の変更に当たり、支援の必要な園児で支援ファイルを作成している子どもは、保護者に対し転園先にファイルを引き継ぐよう伝えている。また、転園先から情報提供を求められたときは、前担任が対応するようにしている。なお、児童票の移送等、個人情報の伝達を行うことは、入園時の重要事項説明書で同意を得ている。しかし、支援の必要な子ども以外については引継ぎ文書や手順を定めておらず、策定が望まれる。退園しても気になる子については、様子を把握し市の子育て支援課と連絡を取り家庭の支援も含め情報を共有する等の取組がある。今後は、利用終了後も園として保護者等が相談できる窓口や担当者を設置し、終了時にはその旨を口頭及び書面で伝えることが求められる。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		第三者評価結果
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>評価者コメント33</p> <p>利用者満足把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取り組みが十分ではない。</p> <p>利用者満足は、行事後にアンケートの実施（夕涼み会・運動会・発表会）で把握し、その結果を保護者会で検討し、改善に向けた取組をしている。アンケートには園への要望や意見を記載する欄もあり、園内で検討し、回答も含めて「アンケート結果のお知らせ」として配付している。また、個別面談やクラス懇談で保護者から出た意見や思いについて、検討が必要なことは職員会議で話し合い、職員間で共通理解を図っている。また、法人の取組として「すずカフェ」を2か月ごとに実施している。その育児相談会で日頃の思いを伝えてくる保護者もいるが、利用は少ない状況である。今後、利用者満足に関する調査の担当者等を配置し、調査内容や方法を検討したり、調査結果を分析・検討する会議を設け、保育の質の向上を図っていくことが望まれる。</p>		



III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	第三者評価結果
34 III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p>評価者コメント34</p> <p>苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。  法人の福祉サービスに係る苦情解決実施要項・対応マニュアルに基づいて体制(苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員)が整備されている。保育に関する相談・要望・苦情の受付や第三者委員の設置等は入園時の重要事項説明書で保護者に伝え、玄関に「苦情申出窓口の設置について」を掲示している。苦情があった場合は、受付責任者の副園長を中心に速やかに対応し、記録している。また、職員会議で苦情案件を取り上げ、対応を協議している。平成30年度は1件の苦情があり、保育者の保護者に対する言葉かけに対するものであった。苦情内容・解決の結果については園だよりで知らせているがホームページでの公表には至っていないので、個人情報に配慮した上で丁寧な公表が求められる。また、独自のアンケートを検討・実施する等、苦情を申しやすい工夫が望まれる。</p>	
35 III-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
<p>評価者コメント35</p> <p>保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。  保護者とコミュニケーションを取るよう心掛け、直接又は連絡ノートで相談を受けたり意見を聞いている。また、保護者から相談や意見がある場合は、いつでも応じる旨を園だよりで知らせている。個別に相談があるときは、保健室や職員の休憩室等スペースを確保し、担任や園長、給食担当等、相談内容に合わせて対応している。6月末に全園児個別面談を実施、0～1歳児は6月と2月の保育参観後にクラス懇談を行い、話を聞くようにしている。今後、相談相手や方法を自由に選択できることを分かりやすく説明した文書の作成と掲示を検討されたい。</p>	
36 III-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p>評価者コメント36</p> <p>保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。  日々の保育の中で口頭や連絡ノート等で相談・意見を受け付けたときは、園長等に報告し速やかに対応している。内容により、担任・園長・看護師・栄養士が、直接話を聞くようにしている。経験年数が浅い職員が直接相談を受け対応に困ったときは、他の職員や主任・園長等が対応する体制となっている。意見や相談内容により検討が必要な場合は話し合いをすすめ、改善課題を明らかにしている。また、玄関に意見箱を設置し、園だよりで利用を呼び掛けている。今後、記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアルやフローチャートを整備することが望まれる。</p>	
III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	第三者評価結果
37 III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p>評価者コメント37</p> <p>リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。  法人全体では、リスクマネジメント実施要綱により、月に1回リスクマネジメント委員会を開き法人としての共通理解や原因・対策等話し合いを行っている。責任者として園長及び副園長が出席している。日頃から、ヒヤリハット・事故報告は、発生の都度記録し職員に回覧した上、月2回の職員会議で再度確認している。ヒヤリハット・事故の集計と分析はリスクマネジメント委員のリーダーが2週間ごとに行っている。大きな事故が起きた時は臨時の職員会議を開き、要因分析シートを使用し対策を検討している。安全点検は毎週点検表に沿って行われ、「事故防止のための注意事項」も年度ごとに見直されている。リスクマネジメント研修等へ参加し、園内で情報共有している。</p>	
38 III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>評価者コメント38</p> <p>感染症の予防対策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。  感染症対策マニュアルを作成し看護師を中心にマニュアルに沿って対応し、発生時は担任・看護師・園長の役割と責任を明確にしている。保健所の指導に従って、感染症罹患患者数報告を行っている。子どもが感染症に罹患した場合は、保護者等に情報提供し早期発見・早期対応に協力を得るほか、室内や玩具の消毒、家族の保育室への立入禁止等速やかに対応している。職員は全員インフルエンザの予防接種を受けている。また、職員が胃腸炎等にかかった場合は、下痢等の症状が治まって2週間は配膳に携わらない、トイレは別にするなど感染の防止策を講じている。保健衛生・安全対策の研修会に参加し、今年度は嘔吐処理の手順の見直しを行い、園内研修を実施した。年間保健計画に沿って、園児への手洗い・うがい・咳エチケット等の保健指導を実施している。保護者へは、玄関ホワイトボード・貼り紙・保健だよりで情報提供を行っている。</p>	
39 III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を積極的に行っている。	a
<p>評価者コメント39</p> <p>地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。  施設の立地条件(和賀川流域の浸水想定区域に隣接)で想定する災害は法人の非常対策計画に基づき対応することとしている。危機管理マニュアルにおいて災害時の指揮権者や職員体制、発生時の対応、安否確認や連絡の方法等が明確にされている。避難訓練指導計画において、水害の避難を想定し地区の避難所への避難訓練も行っている。食糧や備品等の備蓄リストを作成、食糧品は栄養士、その他の備品は副園長が管理し定期的に見直しをしている。法人の各部署と協力し、必要な物は持出しをしている。備蓄食糧のアルファ米は震災の日に実際に使用して年長組の給食で提供している。また、日頃からわがの里防災・救助協力隊、江釣子7区自治会及び地域との連携を深め、非常災害時には地域住民からの支援受入れや地域の要配慮者の避難の受入れなど双方向の連携を行うことになっている。</p>	

### III-2 福祉サービスの質の確保

III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果
40	III-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	b
<p>評価者コメント40</p> <p>保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。全体的な計画に、保育理念・保育方針・保育目標が明記され、年齢ごとの保育内容、健康支援、食育、安全対策・事故防止等が記載されている。それに基づいて、指導計画、年間の行事・保健・食育・安全指導計画等が作成され、各種マニュアルも備えている。園児の人権の尊重・個人の尊厳を守ることは中長期活動計画や事業計画に記載され、一人ひとりに対応した保育、プライバシーに配慮した保育を心がけている。職員間で共通認識を持ち差異のない保育の実践に向けて、保育を行う際に必要な事項や手順・留意すべき事項を保育の一日の流れや業務内容ごとに整理し「標準的な実施方法」としての文書化と、標準的な実施方法に基づいて実施されているかを確認する仕組みづくりが求められる。</p>		
41	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p>評価者コメント41</p> <p>標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。保育計画は毎月、クラスごとに会議を持ち「保育の振り返り・見直し」等話し合い、記録を回覧・共有している。また、リーダー会議で各クラスの状況等を報告し、見直したところや改善点を園全体の観点から検討し、職員間で共有・周知を図っている。今後、前項で求めた「標準的な実施方法」の文書化と併せて、検証・見直しの時期や方法を定め、保育内容の変化や新しい知識・技術を含め、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みが望まれる。</p>		
III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		第三者評価結果
42	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
<p>評価者コメント42</p> <p>アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。入園時には、保護者に記入による「環境調査票」及び「面接表」をもとに面談を行い、気をつけることや心配なことを聞き取り、健康面については看護師、食事面については栄養士が対応している。アレルギーがある場合には、症状や日常の留意点・食品などを詳細に聞き取り、医師の指示や「保育所におけるアレルギー疾患生活管理表」に基づき、保護者・担当保育士・看護師・栄養士が話し合いを持ち対応している。全体的な計画に基づき、指導計画を作成し保育を行っているが、保育参観・懇談会・個別面談等でのアセスメントを等して把握した子ども・保護者の具体的なニーズが明示されているとはいえない。把握した子ども・保護者の状況やニーズ・意向が、具体的な保育の方法・内容・配慮として個別の計画や指導計画に反映されることが望まれる。</p>		
43	III-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>評価者コメント43</p> <p>指導計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。全体的な計画に基づいてクラスごとの指導計画を立案し、保育の取組について定期的に反省・評価しているが、個別計画については保護者の意向と同意を得るための手順が定められていない等計画の見直しに関する手順は十分とはいえない。支援の必要な子どもに対しては、北上市子ども療育センターの巡回訪問後に個別面談をし、どのように保育をしていくか見直しをしている。次年度、書類等のシステムを変更する予定としている。指導計画の様式を見直す中で、全体的な計画からクラスの指導計画の流れや定期的な評価・見直しの手順を検討すると共に、標準的な実施方法に反映すべき事項等を明確にし、保育の質の向上につながることに期待したい。</p>		
III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		第三者評価結果
44	III-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<p>評価者コメント44</p> <p>子ども一人ひとりの保育の状況が適切に記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。個別計画（未満児）・期ごとの指導計画・週案に基づく保育の実施状況については、実践の振り返り・計画に対する評価反省等から確認できる。個別の発達状況や保育の実施状況についてはシステムに記録している。記録や記入等で差異が生じないように検討し、記録に不十分なことがあれば、その都度確認している。一人ひとりの保育について検討が必要な場合は、職員会議（月2回）・リーダー会議（月1回）で情報共有し、話し合うようにしている。毎日の引継ぎや確認事項は、早遅日誌・事故報告・ヒヤリハット報告・申送りの記入や伝達により、職員が園児の状況を共通理解するようにしているが、園児・職員の人数が多いので、必要な情報が確実に届く仕組みを検討することが望まれる。</p>		
45	III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p>評価者コメント45</p> <p>子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切な管理が行われている。「わがの里保育園における個人情報保護の方針」により、個人情報の保護に努めることや適切な取扱いを図るとし、個人情報の管理や開示等についても定め、個人情報相談窓口を設置している。記録管理責任者は園長とし、子どもの記録はシステムを使用して記録し、パスワードを設定している。書面での記録は保存年数を定め、廃棄する場合は文書廃棄台帳を法人に提出している。巡回訪問においての個別記録は会議後、シュレッダーでの処分を義務付けている。職員は特定個人情報取扱規程を遵守している。また、個人の記録や管理、情報保護については不適切な利用や漏洩がないよう採用時・年度ごとに園長から伝えている。入園時の重要事項説明書において保護者に個人情報の保護に関する基本方針を説明し「個人情報の使用に係る同意書」の提出を受けている。</p>		

## A-1 保育内容

A-1(1) 保育課程の編成		第三者評価結果
A①	A-1(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	b
<p>評価者コメント1</p> <p>保育課程は、保育所の理念、保育所の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ編成しているが、十分ではない。</p> <p>保育課程(全体的な計画)は、理念、保育の方針や保育目標等が明文化され、子どもの発達過程や家庭状況、地域の実態を捉えて編成されている。特に食育については、年齢ごとに「食を営む力」の項目を起こしてねらいを設定している。また、隣接する高齢者施設との関わりも特徴的な保育内容となっている。保育課程編成には、保育に関わる全職員の参画を目指しているが十分に機能していないため、今後は全職員が参画することにより、さらに特色を生かした編成となっていくことを期待する。</p>		
A-1(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		第三者評価結果
A②	A-1(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<p>評価者コメント2</p> <p>生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p> <p>子どもの生活にふさわしい場として、特に安全・安心な環境の整備に取り組んでいる。毎週月曜日の「安全点検」による保育室や園舎内外の確認、2週間ごとに集計される「事故・ヒヤリハット報告書」は時間帯、場所、内容、対応等が具体的に記録され、職員会議で情報共有され保育の安全に反映されている。「感染症対応マニュアル」等に沿って保育室や手洗い場、トイレ等は清潔に保たれている。未満児の保育室は食事や睡眠のための、ゆったりした生活空間が確保されている。3歳以上児はクラス人数が多いことから、活動によっては場所や人数を調整したり、食後の過ごし方に工夫が見られる。</p>		
A③	A-1(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b
<p>評価者コメント3</p> <p>一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。</p> <p>全職員が「人権擁護のためのセルフチェックリスト」「自己点検・自己評価のためのチェックリスト」を用いて、一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育が行われているか振り返りを行っている。期案、週案、個別指導計画等には配慮や援助の方法が記載されている。家庭との連携を密にし、子どもの様子や家庭環境、生活リズム等の個人差を把握しクラス会議や職員会議で共通理解を深め、援助を行っている。しかし、「人権擁護のためのセルフチェックリスト」の解釈の仕方に個人差が見えることから、今後も定期的に研修を行い職員間で共通理解し、子どもを受容した保育を意識して、質の向上に努めた取組を行っていくことが望まれる。</p>		
A④	A-1(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a
<p>評価者コメント4</p> <p>子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p> <p>基本的な生活習慣の習得に当たっては、一人ひとりの子どもの状態を把握し、期案、週案、個別指計画に援助の方法が記載されている。子どもの自主性を尊重し、一人ひとりに合わせた援助が行われている。生活の見通しが持てるよう声がけを工夫したり絵カード等を利用することで、子どもたちの動きが活発になり、意欲を持って活動に取り組んでいる。年間保健計画により看護師からの衛生指導や「衛生集会」が行われており、基本的な生活習慣を身につける環境が整っている。また、連絡ノート等で保護者と成長の様子を確認しながら、生活習慣の習得に向けた取組の情報交換を行っている。日々の子どもの体調を把握し、活動と休息のバランスに配慮した保育が工夫されている。</p>		
A⑤	A-1(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p>評価者コメント5</p> <p>子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p> <p>職員間で「主体的な活動」を「自分が興味関心を持ったことに取組み遊ぶ事」と捉え、子どもの発達段階を把握しながら「してみたい」という気持ちを引き出し、自発性を発揮できる環境を整えている。歌やダンスを楽しめる環境や、家庭から協力してもらった廃材利用のコーナーでは、友だちと一緒に工夫しながら製作を楽しんでいる。園の周辺は自然に恵まれ、職員間で草花や木の実等の生育具合を確認し、散歩等で摘んで遊びに入れている。年長児は最寄り駅から電車に乗って出掛ける「電車ピクニック」を行い、社会的ルールを身につける取組となっている。隣接する高齢者施設との世代間交流が充実しており、施設の中庭でふれあったり、夏祭り、運動会、カレーパーティ等の行事を通して子どもと高齢者とのかかわりが図られている。身近に高齢者がいない子どもも、交流を通して自ら挨拶を交わしたり、スキンシップを求めに行く姿が見られ、生活と遊びが豊かなものになっている。</p>		
A⑥	A-1(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>評価者コメント6</p> <p>適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>0歳児の保育室は幼児組から離れた場所に位置し静かで落ち着いた環境になっている。未満児用の園庭があり、ゆったりと戸外での遊びが楽しめるようになっている。特定の保育士の勤務を固定化することで、子どもとの応答関係が継続でき、家庭との連携も取りやすくなっている。連絡ノートを通して、授乳量、離乳食、睡眠等の情報や成長の様子を共有して保育に反映させている。一人ひとりの発達段階を捉え、クラス担任間で話し合いを持ち、情報を共有している。子どもの発達段階や健康状態等に合わせて、保育の内容を工夫している。</p>		

A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>評価者コメント7 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 一人ひとりの発達を促して、「期案・週案・個別指導計画」を作成し、保育に反映させている。毎週月曜日に安全点検を実施し、安心・安全な環境を整えている。好きな玩具を手にとったり、保育者と一緒に好きな場所で好きな遊びを楽しむなど、室内外での探索活動が十分に行えるよう環境を整えている。様々な体験を通して、好きな遊びを見つけ、子ども同士のかかわりを保育者が仲立ちしている。家庭とは連絡ノートのほか個別面談を実施し、成長の様子を共有したり、悩み等を聴き取り記録している。地域の中学生や高齢者施設との交流など保育者以外の大人と関われるよう配慮している。1、2歳児の保育は定員等の関係から、2歳児クラス、1・2歳児混合クラス、1歳児クラスの3クラスで編成されている。1・2歳児混合クラスは月齢の近い子どもで編成されているが、発達段階の差が十分に予測される。1歳児への活動の負担や進級時の対応等それぞれのねらいの下、保育内容や方法により配慮が求められる。</p>		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>評価者コメント8 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 3歳以上児の保育は「全体的な計画・期案・週案」を基に養護と教育が一体的に展開されるよう工夫や配慮がされている。各年齢の発達の特徵を踏まえ、一人ひとりの子どもの育ちに合わせて遊びの援助を行っている。自然とふれあう活動や友だちとの共同的な活動・遊びの場面では、興味・関心が広がり深まるように保育者が関わっている。行事等では一人ひとりの子どもの思いを引き出し、どのように進めていけばよいのかを子どもたちと話し合う機会を持ち、友だちと協力してやり遂げ達成感を持てるよう保育環境を整えている。北上市では「幼児教育振興プログラム事業」により、年間を通して幼保小連絡会議や就学先の小学校との交流会が実施されている。保護者への周知や情報提供も行われ、様々な工夫や配慮がされている。</p>		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>評価者コメント9 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 現在、支援の必要な子ども8名の保育を行っており、子どもの状況により保育士が1対1で対応、援助している。「支援児個別指導計画」を作成し成長や変化については日々「障がい児保育日誌」に記録している。体のバランスや耳の聞こえに障がいのある子どもには特に安全に配慮し、環境を整えている。医療機関と連携を図ったり、こども療育センターの巡回訪問(年2回)では子どもについて相談し、助言や指導を保育者に反映させている。保護者の同意を得て支援の必要な子どもには支援ファイル「まんなかマップ」を作成し、関連機関の確認や巡回訪問後に面談を行っている。成長や支援の方法を確認し、保護者とともに育ちを支援するよう配慮している。職員はこども療育センターの研修やキャリアアップ研修等に積極的に参加し、研修内容は職員間で共有している。対象となる保護者には講演会や学校公開等その都度情報を伝えている。他の保護者には入園説明会等で障がい児保育について説明し、障がい児保育が理解されていると考えられる。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>評価者コメント10 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分でない。 長時間にわたる保育の子どもが多数であるが、その中で年齢ごとにクラスで安心して過ごせるよう配慮している。朝夕は特にゆったり過ごせるよう保育室の環境や遊びの工夫をしたり、職員体制に配慮している。保護者とのコミュニケーションを大切にし、送迎時には子どもの生活の様子や連絡事項等を確認して連携を図っている。引継ぎ事項は担当の職員が「伝口表」に記入し、保護者や担任等に正確な情報を伝えるよう努めている。4月・5月は環境の変化から給食を十分に食べることができない子どももいるため、午後のおやつメニューを工夫している。「保育所保育指針」において、長時間にわたる保育について指導計画等に位置づけるよう求められているので、今後の取組に期待する。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p>評価者コメント11 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。 地区の幼保小等連絡会議での連携や年に数回行われる小学校との交流は、年長児が小学校生活を知る貴重な機会となっている。また就学に不安を抱いている保護者にはクラス懇談会を通して、先輩ママの体験を聞くことで見通しが持てるよう取り組んでいる。北上市の「幼児教育振興プログラム事業」では、内容に沿って保育の計画を作成し、家庭への周知を図っている。入学前の「就学相談」を紹介し利用している保護者もいる。「保育所児童保育要録」を作成し就学先へ直接手渡すようにしている。入学前には就学先の小学校と子どもの育ちについて情報を交換し連携を図っている。支援ファイル「まんなかマップ」を持っている子どもについては、担任・保護者・小学校と三者で引継ぎをし、就学に向けた取組が行われている。</p>		
A-1-(3) 健康管理		第三者評価結果
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p>評価者コメント12 子どもの健康管理を適切に行っている。 「園児の健康マニュアル」、「年間保健計画」が整備されており、それらに基づいて子どもの健康管理が図られている。保護者には入園説明会や毎月発行する「保健だより」等で子どもの健康管理について周知している。一人ひとりの子どもの健康状態について「家庭環境調査票」等で情報を共有するほか、日々の状態は「家庭連絡票」に記入し、いつでも職員が確認できるようにしている。感染症の流行時は「感染症マニュアル」に基づいて対応している。嘱託医の助言を受けて作成した、感染症の種類・登園目安等を内容とする「登園届」の提出について保護者の協力を得ている。乳幼児突然死症候群(SIDS)の危険については職員会議等で周知を図り、3歳未満児は10～15分ごとに睡眠チェックを行っている。保護者に対しては、乳幼児突然死症候群(SIDS)の情報を「保健だより」で提供しており、0歳児、1歳児のクラスだよりでは「睡眠中の死亡事故を防ぐために」としてうつぶせ寝のリスクについて知らせている。看護師を中心として細やかな健康管理が行われている。</p>		

A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
<p>評価者コメント13 健康診断、歯科検診の結果を保育に反映している。 年2回、内科、眼科、歯科の健診を行い、健診(検診)の結果は保護者に「検診結果のお知らせ」で個別に伝えている。健診(検診)で所見があった場合は、看護師から保護者に受診を勧めている。また、健診結果や嘱託医からの指導は職員会議で報告し、職員間で情報を共有し、保護者には「保健だより」で周知している。市の歯科衛生士による歯みがき指導や、年長児は歯の染め出しを行うなど、子どもの健康についての取組は保健センターと連携して行っている。看護師は「年間保健計画」に基づいて毎月子どもたちに衛生指導を行っている。季節に合わせて手洗いの仕方、歯の磨き方、正しい姿勢についてクラスごとに指導し、また、健康に関する絵本や紙芝居等の読み聞かせを行い、健診(検診)の結果を積極的に保育に反映する取組がされている。</p>		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a
<p>評価者コメント14 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて、適切な対応を行っている。 「食物アレルギー対応マニュアル」が整備されている。入園説明会ではアレルギー対応について保護者に説明し「給食食材一覧表」や「食品調査票」等で食材の確認を行っている。アレルギー疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切に対応している。「生活管理指導表」を基に、保護者と保育士、栄養士等が面談を行い、園での対応について確認している。また、毎月アレルギー疾患児用の献立表を別に作成して配付し、未摂取の食材がないか確認している。毎朝、朝礼において担任、栄養士等でアレルギー疾患児と除去食材の確認を行い、カードに記載し「早遅日誌」に添付し全職員が確認できるようにしている。食事の提供時には、他の子どもの準備が終了後、一品ずつ担任と給食担当者が指差し確認、声を掛け合いながら受渡しを行い、誤食を防ぐ対策を講じている。アレルギー食材が使用されていない日には、友だちと同じテーブルで食事ができるように配慮している。新しい情報は職員会議等で共有され、今年度は「食物アレルギー対応マニュアル」の中の「緊急時における対応や経過記録簿」等の見直しや作成に取り組んだ。</p>		
<b>A-1-(4) 食事</b>		<b>第三者評価結果</b>
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a
<p>評価者コメント15 食事を楽しむことができるよう工夫している。 「全体的な計画」の中に「食育」が位置付けられ、「食育年間計画」が明文化されている。毎月のリーダー会議で給食検討を行い、献立や個々の発達状況、食事の様子、食器の適正等について話し合っている。0歳児と3歳以上児は、個々に合わせた量を盛り付けられるようクラスで配膳している。年4回栄養士が「食育集会」を行い、期のねらいに基づいて「エプロンシアター」や「野菜を使った実験」、「食べ物の働き」、「命の大切さ」など食について関心を深める取組を行っている。クッキング活動のほか、子どもたちが育てた野菜を用いてリクエストに応じた食事を提供している。好評なメニューレシピは、提供した食事サンプルの側に置き、保護者が手に取りやすいようにしている。0歳児の離乳食はサンプル展示のほか段階ごとに写真でファイリングし、保護者の疑問や質問にもその都度対応している。6月には年長組の保護者を対象に給食の会食会を開催し、食育への関心を促している。3月には年長児のリクエストメニューで献立を構成し、子どもたちは「私の給食の日」として楽しみにしている。子どもたちの発達に合わせた食事を楽しむための様々な取組がされている。</p>		
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p>評価者コメント16 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。 毎月「保育園給食状況」において子どもたちの様子や各クラスの評・不評メニュー、給食全般についての反省を行い、献立や調理の工夫に反映している。残食は毎回計量し記録している。園の畑で収穫された野菜等でクッキングを行ったり、旬の食材や地物の食材を献立に取り入れ、献立表や給食だより等で保護者に知らせている。特産の桑茶で作ったクッキーは好評である。調理員や栄養士は保育室を巡回し食事の様子を観察しながら、食事量や好みを把握するようにし、給食日誌に記載している。誕生会やおやつ時には時々子どもたちと一緒に会食をして、話を聞いたりしている。「大量調理施設衛生管理マニュアル」、「手作りクッキング衛生管理マニュアル」等に基づき適切に衛生管理が行われ、おいしく安心な食事が提供されている。</p>		

## A-2 子育て支援

<b>A-2-(1) 家庭との緊密な連携</b>		<b>第三者評価結果</b>
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行なっている。	a
<p>評価者コメント17 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。 玄関に保育理念を掲示し、保護者に周知する場としている。入園お祝い会で「入園のしおり」を通じて園生活について丁寧に説明を行っている。個別懇談会や保育参観と併せて行われるクラス懇談会では子どもの様子を情報交換し、成長を共有できるよう連携を図っている。内容については、児童票に記録して保育に反映している。特に0、1歳児については年2回の懇談会を行っており、保護者と子どもの成長を共有し支援を行っている。日々の子どもの様子については、連絡ノートや送迎時に連絡を取り合ったり、クラスだよりやクラスのホワイトボードで活動の取組等を伝え連携を図っている。園の行事は保護者の参加しやすい日程に設定したり、年長組の保護者は子どもの誕生会に招待したり、子どもの成長の喜びを共有するための取組を行っている。</p>		

A-2-(2) 保護者等の支援		第三者評価結果
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行なっている。	b
<p>評価者コメント18</p> <p>保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。</p> <p>今年度、園の重点目標として「心が通じ合うコミュニケーションを目指して」というスローガンを掲げ、保護者の子育て支援に取り組んでいる。保護者から相談があった場合は、職員休憩室や保健室等話しやすい場所や時間帯を設定し、相談内容によって担任、園長、栄養士、看護師が対応している。相談内容は必要に応じて職員会議で共有している。2か月に1度、隣接の高齢者施設で育児相談会「すずカフェ」を開催しているが、相談者が少ないことから、来年度については保護者や地域の子育て世帯が参加しやすい方法を検討予定である。職員には、相談内容を一人で抱え込まないよう伝えている。しかし相談対応のマニュアルや手順のフローチャートが作成されていなかったり、相談内容が適切に記録される様式が定まっていないことから、今後早急に整備することが望まれる。</p>		
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p>評価者コメント19</p> <p>家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応の予防に努めているが、十分ではない。</p> <p>「子ども虐待防止マニュアル」が整備され、日々子どもの様子や、心身の状態に気を配り虐待の早期発見・早期対応に努めている。問題が発生した場合は職員間で情報を共有して対応を検討し、同時に市の子育て支援課を通して、家庭相談員に状況を説明し連携を取りながら対応している。保護が必要な場合には家庭相談員、児童相談所と連携を図るための体制ができています。また、地区の主任児童委員と連携し地域で見守りをする体制が築かれ、関係機関との連携が機能している。今年度の事例は確認されていないが、研修に参加し、子どもに対する虐待について意識付けがされている。しかし、「子ども虐待防止マニュアル」に基づく職員研修は行っていない。早期発見・早期対応及び虐待予防のため、疑いがあった場合には速やかに対応できるよう園内研修の実施が求められる。</p>		

### A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		第三者評価結果
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<p>評価者コメント20</p> <p>保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分でない。</p> <p>年に一度、保育士等の自己評価を行っているほか、未満児クラス、以上児クラス、給食、事務室ごとにグループに分かれ振り返りを行っている。毎月クラス会議を持ち「保育の振り返り」「保育者の願い」「保育の見直し」を話し合うことでお互いの意識を向上させ、日々よりよい保育ができるよう取り組んでいる。お互いに保育実践を振り返ることで自分たちの保育の強み、弱みを確認できることから、全体での評価が行えるように開催方法を検討する必要がある。保育士等の自己評価を保育所全体の自己評価につなげていくことで保育の専門性(知識・経験・判断)や保育の質の向上が図られると期待する。</p>		